

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号による認定について

## 【突発的災害（自然災害等）】

令和5年10月1日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証4号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。

## ● 認定基準

次の各号を満たす方は、文京区で中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定が受けられます。

(1) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(2) **法人の場合**：文京区に本店登記又は事業実態のある事業所を有していること。

※実際の事業所の所在地が文京区外であっても、本店登記が文京区内にあれば、認定申請先は文京区長となります。

**個人の場合**：文京区に事業の本拠があること。（または、主たる事業所が文京区内であること。）

## ● 次の各号に該当すること

(1) 申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事実に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少していることが見込まれること。

## ● 認定による効果

東京信用保証協会の経営安定関連保証を利用することができます。

※一般保証制度に比べ、信用保証量の料率が低い分、負担が少なくなります。

## ● 必要書類

※認定申請書及び売上額等及び減少率確認表は、複数枚必要な場合、必要部数分をご用意ください。

- 1 認定申請書・・・・・・・・・・・・・1部
- 2 売上額等及び減少率確認表・・・・・・・・・・・・・1部
- 3 上記の売上等の減少を確認できる書類・・・・・・・・・・・・・1部（決算書、試算表、売上台帳等）
- 4 法人登記簿謄本（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・1部（原本、発行後3か月以内）
- 5 直近の事業年度の確定申告書及び決算書の写し・・・・・・・・・・・・・1部（全頁の写しが必要）

2023.10.1

- 6 文京区に事業実態のある事業所を有していることがわかる書類・1部（決算書、営業許可書、賃貸借契約書、固定資産税納税証明書など）※本店登記が文京区内にない方の場合のみ必要です。

● 注意事項

- 1 認定を受けたとしても保証協会等の審査によっては、必ず融資が受けられるものではありません。
- 2 東京信用保証協会へは、認定日から30日以内に受付されるようご提出ください。

● 認定申請書の提出先・制度に関するお問い合わせ先

東京商工会議所文京支部

文京区春日 1-16-21（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5842-6731

受付時間：平日（祝日及び年末年始を除く。）午前9時30分～午後4時30分

● 上記以外のお問合せ先

文京区 区民部 経済課 産業振興係

文京区春日 1-16-21（文京シビックセンター地下2階）☎ 03-5803-1173